



福岡医発第2325号(地)

平成24年 1月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について
(軽費老人ホームの設備および運営に関する基準関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」につきましては、平成23年10月28日付け福岡医発第1792号(地)にて、老人福祉法および介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等については、都道府県または市町村の条例で定めることとされた旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」において、社会福祉法の改正がなされ、軽費老人ホームについても従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について都道府県等の条例で定めることとされました。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」に区分する等の省令改正として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第150号）」が公布され、平成24年4月1日から施行されることとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 88)

平成 23 年 12 月 27 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

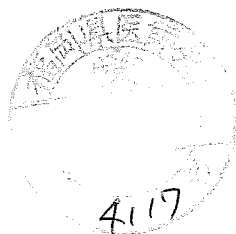
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について
(軽費老人ホームの設備および運営に関する基準関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」につきましては、本年 10 月 18 日付（介 71）にて、老人福祉法および介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等については、都道府県または市町村の条例で定めることとされた旨、ご連絡申し上げたところであります。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」において、社会福祉法の改正がなされ、軽費老人ホームについても従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について都道府県等の条例で定めることとされました。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」に区分する等の省令改正として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 150 号）」が公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなり、厚生労働省老健局長より都道府県知事等宛てに、施行通知が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。



記

(添付資料)

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係）」の送付について
(平 23. 12. 21 老発 1221 第 1 号 厚生労働省老健局長 通知)
- ・官報 (平 23. 12. 21 号外第 276 号)

以上

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第150号）」については、本日公布され、平成24年4月1日から施行されるところであるが、その趣旨及び主な内容のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に係るものについては下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）の条例で定めるとされた。

また、都道府県が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）
- ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
- ③ 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）

とされているところである。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に定める基準につき、以下のとおり区分する（第15条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 軽費老人ホームに配置する職員及びその員数
- ・ 軽費老人ホームに係る居室の床面積
- ・ 軽費老人ホームの運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 軽費老人ホームの入所定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

第3 留意事項

- (1) 「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。
- (2) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。

・「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

・「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

・「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

第4 施行期日

平成24年4月1日

地方分権一括法に基づく都道府県の条例で基準を定めることとされた基準の整理について
(経費老人ホームの設備及び運営に関する基準関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参酌すべき基準」)。

●地方分権一括法における根拠法令		●対象法令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
社会福祉法 65条	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第5条	
		第39条において準用する第5条	
		附則第10条において準用する第5条	
		附則第17条において準用する第5条第1項	
		第6条	
		第39条において準用する第6条	
		附則第10条において準用する第6条	
		附則第17条において準用する第6条	
		第11条	
		第37条	
附則第6条			
附則第14条			
②居室面積基準「従うべき基準」			
社会福祉法 65条	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第10条第3項第1号・第4項第1号ハ・第5項第1号ハ	
		第36条第3項第1号・第4項第1号ハ	
		附則第5条第3項第1号・第4項第1号ハ	
		附則第13条第3項第1号・第4項第1号ハ	
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」			
社会福祉法 65条	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第12条第1項及び第2項	
		第39条において準用する第12条第1項及び第2項	
		附則第10条において準用する第12条第1項及び第2項	
		附則第17条において準用する第12条第1項及び第2項	
		第17条第3項・第4項	
		第39条において準用する第17条第3項・第4項	
		附則第10条において準用する第17条第3項・第4項	
		附則第17条において準用する第17条第3項・第4項	
		第29条	
		第39条において準用する第29条	
		附則第10条において準用する第29条	
		附則第17条において準用する第29条	
		第33条	
		第39条において準用する第33条	
		附則第10条において準用する第33条	
		附則第17条において準用する第33条	
④利用定員「標準」			
社会福祉法 65条	経費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第35条	
		附則第4条	
		附則第12条	

○厚生労働省令第五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の一部の施行及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令等関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第十八条の二 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとされるものに限る。に係る指定の申請についてはこの限りでない。

前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）の指定の更新について準用する。

第二十五条の二十一の次に次の一条を加える。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定の更新について準用する。

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第二条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 令第八号第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 理化検査検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デンプンフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八号第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第三十七条中「第八号第二項」を「第八号第三項」に改める。

（医療法施行規則の一部改正）

第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第一項第十二号の二「第二十一条第一項第十一号」の下に「及び第十二号」を加え、「及び第二十一条第一項に掲げる施設」を削り、同条第五項第二号中「第二十一条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「及び第二十一条の四第一項に掲げる施設」を削る。

第二条の二「都道府県知事は、法第七条の二第二項又は第三項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可又は診療所の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たつては」を「法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

第六条の六 法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

第七条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「第十八条但書」を「第十八条ただし書」に改める。

第十六条第一項第十二号中「病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒施設を、診療所にあつては」を削る。

第十九条第一項中「、歯科医師、看護師その他の従業者」を「及び歯科医師」に改め、同項中第三号から第八号までを削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「取扱処方せん」を「取扱処方箋」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数とし、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは、一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 社会福祉法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準

二 社会福祉法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準

三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

第二条中「最低基準」の下に「(社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。)」を加える。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市及び中核市にあつては」に改める。

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第十三条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改める。

第三十四条の二十の次に次の一条を加える。

(法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十の二 法第三十六条第四項(法第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。))に係る指定の申請についてはこの限りでない。

第三十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。))において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

(薬事法第二十一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正)

第十四条 薬事法第二十一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十五条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。))第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))及び第二項(第三十九条及び附則第十条において準用する場合を含む。))、第六条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第十一条、第三十七条、附則第六条並びに附則第十四条の規定による基準

二 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第一号、第四項第一号ハ及び第五項第一号ハ、第三十六条第三項第一号及び第四項第一号ハ、附則第五項第三項第一号及び第四項第一号ハ並びに附則第十三条第三項第一号及び第四項第一号ハの規定による基準

三 法第六十五条第二項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条第一項及び第二項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第十七条第三項及び第四項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第二十九条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第二十五条、附則第四条及び附則第十二条の規定による基準

五 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五条中「社会福祉法」を「法」に改める。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、当該「指定都市又は中核市」に改める。

第三十一条第五項中「社会福祉法」及び「同法」を「法」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。))により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替へて使用することができる。